

広島県告示第九百七十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十七年広島県告示第千二百六十三号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成二十三年一月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十二年十一月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十二年十二月十三日

広島県知事 湯崎英彦

四 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業		三 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業		二 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業		一 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業		江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）		区 分	変 更 前	区 分	変 更 後
四 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業		三 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業		二 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業		一 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業		江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）		区 分	変 更 前	区 分	変 更 後
江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）	一 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）	江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）	区 分	変 更 前	区 分	変 更 後						
江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）	一 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）	江田島市区域（江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江島、東江、切串の各漁業協同組合の地）	区 分	変 更 前	区 分	変 更 後						

十二 大原漁業協同	組合の地区で総ト ン数一〇トン未満 の漁船により主と して底びき網を使 用して営む漁業	十三 東江漁業協同	組合の地区で総ト ン数一〇トン未満 の漁船により主と して底びき網を使 用して営む漁業
十四 東江漁業協同	組合の地区で総ト ン数一〇トン未満 の漁船により主と して底びき網を使 用して営む漁業	十五 瀬戸内海機船	船びき網漁業
十五 瀬戸内海機船	船びき網漁業	十六 瀬戸内海機船	船びき網漁業
十六 瀬戸内海機船	船びき網漁業	十七 瀬戸内海機船	船びき網漁業
一～十五に掲 げる漁業以外の漁 業	一～十五に掲 げる漁業以外の漁 業	一～十六に掲 げる漁業以外の漁 業	一～十六に掲 げる漁業以外の漁 業